

第83回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時

開催場所

千葉県松戸市松飛台430番地

マブチモーター株式会社 本社大会議室

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取
締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬
等の一部改定の件

<株主提案>

第4号議案 自己株式の取得の件

株 主 各 位

証券コード 6592
2024年3月8日

千葉県松戸市松飛台430番地

マブチモーター株式会社
代表取締役社長 COO 谷口 真一

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震によって被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本株主総会参考書類等につきましても、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をご送付しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/investor/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マブチモーター」又は「コード」に当社証券コード「6592」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6592/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室
3. 目的事項 **報告事項**
- 第83期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第83期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- <会社提案>
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件
- <株主提案>
- 第4号議案 自己株式の取得の件
- 取締役会としては株主提案（第4号議案）について反対しております。なお、本議案の要領は後記の株主総会参考書類（19頁から21頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 「連結計算書類の連結注記表」及び「個別計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。したがって、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記に記載の各ウェブサイトにおいて修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会終了後、報告事項等について、前記に記載の当社ウェブサイトにおいて動画配信を予定しております。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時

場所 千葉県松戸市松飛台430番地 マブチモーター株式会社 本社大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年3月27日(水曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限 2024年3月27日(水曜日) 午後5時まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

賛否等の記載がない議決権行使書面の取り扱い

- ・議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第3号議案まで）は「賛」、株主提案（第4号議案）については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。

書面による議決権行使のご案内

行使期限：2024年3月27日（水曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第3号議案まで）は「賛」、株主提案（第4号議案）については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。

■ 記入方法のご案内

議決権行使書				議決権の数	
マフヂモーター株式会社 御中				株	
株主総会日				議決権の数	
2024年3月28日				1 個	
私は上記開催の定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使いたします。 2024年3月 日					
会社提案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	株主提案	第4号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否

各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

第1号議案から第3号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第4号議案は株主様1名からのご提案です。取締役会としてはこの議案に反対しております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■ 記入例

会社提案・取締役会の意見のいずれにも
ご賛同いただけ、株主提案に賛同されない場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の欄に併記)	第3号議案	議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	株主提案	○
会社提案	○	○	○	株主提案	○

会社提案・取締役会の意見のいずれにも
ご賛同いただけず、株主提案に賛同される場合

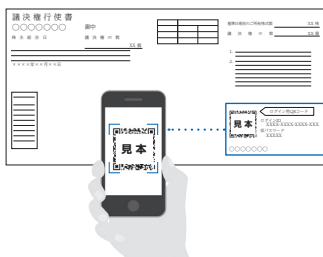
議案	第1号議案	第2号議案 (下の欄に併記)	第3号議案	議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	株主提案	○
会社提案	○	○	○	株主提案	○

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

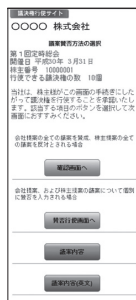
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

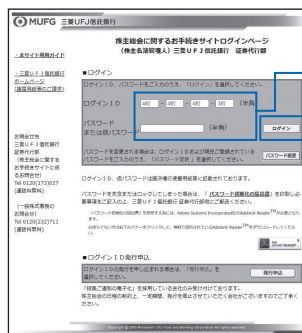
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本的な方針といたしております。この方針の下、株主配当金につきましては、原則的な算定基準としまして、長期安定的な配当である普通配当として1株につき年30円を継続的に実施し、これに事業成果としての連結純利益の30%（1株当たり換算）を特別配当として加算することにしております。

当期の年間配当金につきましては、上記の基準に基づく算定結果及び経営環境を総合的に勘案した配当に、さらに当社創立70周年の記念配当15円を加え、1株当たり150円（普通配当30円、特別配当105円、記念配当15円）とさせていただきます、既に2023年9月に1株当たり67円（普通配当15円、特別配当52円）の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の期末配当金は、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金83円

(うち 普通配当15円、特別配当53円、記念配当15円)

総額 5,355,173,446円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日

内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化・深化及び将来の成長分野への投資に充ちたいと存じます。

なお、当社は、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。上記期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準としております。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役会の構成につきまして、経営と執行のバランス及び意思決定の迅速化を図るため、社内取締役を2名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。



取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	
1	再任 大越博雄	代表取締役会長CEO	
2	再任 高橋徹	取締役 執行役員 購買・生産管理本部長	
3	再任 片山寛太郎	代表取締役 副社長執行役員 関係会社統括 ライフ・インダストリー事業部長 スマートトランスフォーメーション本部長 マブチグループマネジメント室長	
4	再任 伊豫田忠人	取締役 常務執行役員 管理統括 内部統制担当 経営戦略担当 事業開発担当	
5	再任 御手洗尚樹	社外取締役	社外取締役 独立役員
6	再任 岡田晃	社外取締役	社外取締役 独立役員
7	新任 坂田誠二		社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 <p>おお こと ひろ お 大越 博雄 (1961年7月9日生) 再任</p>	<p>1984年 4月 当社入社 1990年 6月 萬寶至實業有限公司購買課長 1996年 8月 同社総経理室長 2002年 5月 同社董事兼総務部長兼人事部長 2002年10月 当社経営企画室長 2003年 3月 当社事業基盤改革推進本部副本部長 2004年 1月 当社経営企画部長 2009年11月 当社執行役員 管理本部長 2011年 3月 当社取締役執行役員 管理本部長 2013年 3月 当社代表取締役社長社長執行役員 2019年 3月 当社代表取締役社長CEO 2022年 3月 当社代表取締役会長CEO (現任)</p>	39,170株
<p>【取締役候補者とした理由】 2013年3月から代表取締役社長、2022年3月から代表取締役会長として、当社グループの経営を牽引してまいりました。その企業経営及び企業統治における豊富な経験と幅広い知識により、最高経営責任者として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に、十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	 <p>たか はし とおる 高橋 徹 (1965年10月15日生) 再任</p>	<p>1988年 4月 当社入社 1993年11月 万宝至馬達大連有限公司 2012年 1月 東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司総経理 2015年 1月 万宝至馬達大連有限公司総経理 2018年 3月 当社製造本部生産管理部長 2021年 3月 当社購買・生産管理本部長 2022年 3月 当社取締役執行役員購買・生産管理本部長 (現任)</p>	6,418株
<p>【取締役候補者とした理由】 購買・生産に高い知見を持つことに加え、複数の海外関係会社の経営に携わるなど、当社グループの事業及び国際的な会社経営についての経験と見識を有していることから、激しく変化する経営環境下において、長期経営方針の実行フェーズを牽引し、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p data-bbox="284 707 468 775"> 片山寛太郎 <small>かたやまひろしげ</small> (1969年1月23日生) </p> <p data-bbox="338 783 414 813" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>1994年7月 萬寶至實業有限公司</p> <p>1997年4月 同社品質保証課長</p> <p>2006年7月 万宝至馬達（江蘇）有限公司工場長補佐</p> <p>2007年3月 同社総経理</p> <p>2014年2月 当社生産本部副本部長</p> <p>2014年7月 当社生産本部長</p> <p>2015年3月 当社取締役執行役員 生産本部長</p> <p>2017年3月 当社取締役常務執行役員 事業統括</p> <p>2019年3月 当社取締役常務執行役員 社長補佐兼関係会社統括</p> <p>2020年7月 当社取締役常務執行役員 社長補佐兼関係会社統括 兼管理統括兼人事・総務本部長</p> <p>2020年11月 当社取締役常務執行役員 社長補佐兼関係会社統括 兼管理統括兼人事・総務本部長兼購買本部長</p> <p>2021年3月 当社取締役常務執行役員 社長補佐兼関係会社統括 兼管理統括兼購買担当兼人事・総務本部長</p> <p>2022年1月 当社取締役常務執行役員 社長補佐兼関係会社統括 兼管理統括兼購買担当</p> <p>2022年3月 当社取締役専務執行役員 関係会社統括兼ライフ・ インダストリー事業部長</p> <p>2023年3月 当社取締役専務執行役員 関係会社統括兼ライフ・ インダストリー事業部長兼マブチグループマネジメント室長</p> <p>2023年8月 当社代表取締役副社長執行役員 関係会社統括兼ラ イフ・インダストリー事業部長兼スマートトランス フォーメーション本部長兼マブチグループマネジメント室長（現任）</p>	23,270株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社グループにおいて、品質保証、海外子会社経営、生産、事業、購買等の幅広い分野での業務を通じて豊富な経験と知見を有するとともに、グループ関係会社全体や管理全般を統括するなど、経営者としての実績を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	 <p>伊豫田 忠人 (1968年11月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>1999年4月 当社入社 2004年4月 萬寶至實業有限公司総経理室長 2010年1月 当社経営企画部長 2013年3月 当社執行役員 管理本部長 2015年3月 当社取締役執行役員 管理本部長 2018年3月 当社取締役グループ執行役員 米州総代表兼マブチモーターメキシコエスエーデシーブイ会長兼社長 2020年3月 当社取締役執行役員 経営企画部長 2020年7月 当社取締役執行役員 経営企画本部長兼経営企画部長 2021年3月 当社取締役執行役員 経営企画本部長兼広報IR室長 2022年3月 当社取締役常務執行役員 管理統括兼経営戦略担当 2023年1月 当社取締役常務執行役員 管理統括兼内部統制担当兼経営戦略担当 2023年3月 当社取締役常務執行役員 管理統括兼内部統制担当兼経営戦略担当兼事業開発担当 (現任)</p>	18,050株
<p>【取締役候補者とした理由】 本社の経営企画部門及び管理部門における責任者としての経験に加えて、海外子会社の経営に携わるなど、経営戦略の立案・実行における豊富な経験と高い知見を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
5	 <p>御手洗 尚樹 (1952年10月30日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1976年4月 株式会社日立製作所入社 2000年7月 同社労政部長 2004年4月 同社情報・通信グループ公共システム営業統括本部副統括本部長 2005年4月 同社グループ戦略本部G-経営戦略部門グループ会社室長 2006年1月 同社グループ戦略本部グループ会社室長 2010年4月 同社人財統括本部総務本部長 2011年4月 同社執行役員常務人財統括本部長兼総務本部長 2014年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ執行役員専務CHRO (Chief Human Resources Officer) 兼リスクマネジメント責任者兼CRO (Chief Risk management Officer) 2015年4月 同社代表執行役員執行役員副社長 2016年4月 同社エグゼクティブアドバイザー 2017年3月 当社社外取締役 (現任)</p>	5,400株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 株式会社日立製作所及びそのグループ企業の執行役として長年にわたり会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えております。経営全般に関して有用かつ適切な助言、提言をいただいているほか、当社がグローバルな事業を展開する上での人材戦略の強化に寄与していただいていることから、今後も経営全般の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	 <p data-bbox="281 474 473 542"> 岡田 晃 (1955年11月14日生) </p> <p data-bbox="338 547 415 579">再任</p> <p data-bbox="319 594 435 621">社外取締役</p> <p data-bbox="329 636 424 663">独立役員</p>	<p>1979年 4月 全日本空輸株式会社入社</p> <p>2007年 4月 同社執行役員企画室長</p> <p>2010年 6月 同社取締役執行役員オペレーション統括本部長</p> <p>2012年 4月 同社常務取締役執行役員貨物事業室長</p> <p>2015年 4月 同社専務取締役執行役員貨物事業室長</p> <p>2015年 4月 株式会社ANA Cargo代表取締役社長</p> <p>2015年 6月 沖縄電力株式会社社外取締役</p> <p>2016年 4月 株式会社ANA総合研究所代表取締役社長</p> <p>2021年 4月 大阪成蹊大学客員教授（現任）</p> <p>2023年 3月 当社社外取締役（現任）</p>	100株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>外部環境の変化や高度な安全性に関する見識が求められる航空業界での長年の経験を有しており、全日本空輸株式会社及び同社グループ会社において取締役として会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えております。経営全般に関して適切な監督・助言をいただいているほか、当社の企業統治の強化に寄与いただいていることから、今後も経営全般の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			
7	 <p data-bbox="281 1079 473 1147"> 坂田 誠二 (1958年9月12日生) </p> <p data-bbox="338 1152 415 1183">新任</p> <p data-bbox="319 1199 435 1226">社外取締役</p> <p data-bbox="329 1241 424 1268">独立役員</p>	<p>1981年 4月 株式会社リコー入社</p> <p>2010年 4月 同社執行役員コントローラ開発本部長兼MFP事業本部副事業本部長</p> <p>2012年 4月 同社常務執行役員人事本部長</p> <p>2018年 4月 同社専務執行役員オフィスプリンティング事業本部長</p> <p>2018年 6月 同社取締役専務執行役員オフィスプリンティング事業本部長</p> <p>2019年 4月 同社取締役専務執行役員CTO（Chief Technology Officer）</p> <p>2021年 4月 同社取締役コーポレート専務執行役員CTO先端技術研究所所長</p> <p>2023年 6月 ヒロセ電機株式会社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) ヒロセ電機株式会社社外取締役</p>	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>株式会社リコーにおいて長年にわたり取締役として会社経営に関与しており、設計開発・技術に関する深い知識・見識及び経営者としての豊富な経験に基づき、経営に関して適切な監督・助言を期待できるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 御手洗尚樹氏、岡田晃氏及び坂田誠二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 御手洗尚樹氏及び岡田晃氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって御手洗尚樹氏は7年、岡田晃氏が1年となります。
4. 当社は、御手洗尚樹氏及び岡田晃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、坂田誠二氏が選任された場合、当社は同氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
5. 当社は、御手洗尚樹氏及び岡田晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、坂田誠二氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 坂田誠二氏は、過去3年間に於いて株式会社リコーの業務執行者を務めておりましたが、当社と同社との取引金額は当社の連結売上高の1%未満と僅少であるため、当社の社外役員独立性基準に照らし、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約については次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 各候補者の所有する当社株式の数は、2024年1月1日付で実施した株式分割前の当期末（2023年12月31日）時点の株式数を記載しております。

■ ご参考：本定時株主総会後の取締役会の構成

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は以下のとおりです。

氏名	企業経営 経験*	グローバル 経験	経営企画・ 経営戦略	内部統制・ ガバナンス	法務・ リスク管理	財務・ 会計	人事労務・ 人材開発	事業・ 営業	技術・ 品質	購買・ 生産
大越博雄	○*	○	○	○	○	○	○	○		○
高橋 徹	○*	○		○				○		○
片山 寛太郎	○*	○		○	○	○	○	○	○	○
伊豫田 忠人	○*	○	○	○	○	○	○	○		○
御手洗 尚樹	○		○	○	○		○	○		
岡田 晃	○		○	○				○		
坂田 誠二	○			○			○	○	○	
小林 克己	○*	○		○	○	○	○			○
浅井 隆				○	○	○	○			
東 葭 葉子				○	○	○				
福山 靖子		○		○	○	○				

(注) * は当社・当社グループ会社における社長経験者を示します。

■ ご参考：社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性における基準を定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していない者とみなす。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする業務執行者又は当社グループが主要な取引先とする業務執行者（主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入れ先であって、双方いずれかにおいて、その事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。）
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）多額とは、役員報酬以外で、年間1,000万円以上の金銭や財産上の利益を得ることをいう。
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者
- (5) 当社の議決権の10%以上を保有する大株主
- (6) 当社グループから年間1,000万円以上の多額の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 社外役員の相互就任関係となるほかの会社の業務執行者
- (8) 過去3年間において(2)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) (1)～(8)に該当する者が重要な者である場合において、その者の近親者（配偶者、二等親内の親族又は同居の親族）
重要な者とは、社外取締役を除く取締役、執行役員、理事及び部長以上の上級管理職にある者

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に関して検討した結果、会社法の規定に基づき、第83回定時株主総会において陳述すべき事項はないとの結論に至りました。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く、以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2016年3月30日開催の第75回定時株主総会において導入し、また、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会及び2021年3月30日開催の第80回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、実施期間の変更を含め一部改定いたしました。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2024年12月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたって、本制度の内容を一部改定させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

なお、変更後本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。また、本議案は、報酬委員会の審議結果及び取締役会の決議内容を踏まえ付議しております。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

取締役のインセンティブと当社業績及び株主価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、本制度の継続及び改定は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（37頁参照）の内容に沿ったものであるため、相当であると考えております。

2. 本制度における報酬の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役員及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて対象期間（下記（2）に定める。）中に取締役として在任している者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間（下記（2）に定める。）終了後の一定時期となります。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	3事業年度を対象として600百万円
取締役に交付等がなされる当社株式の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間である3事業年度を対象として対象者に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は、150,000ポイント 上記の上限ポイント数の1事業年度あたりの平均である50,000ポイントの当社発行済株式総数（2023年12月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.08% 当社株式は、株式市場又は当社（自己株式処分）から取得
③ 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 固定ポイント及び業績連動ポイント（下記（3）に定める。）とともに、営業利益がマイナスではないことを条件としてポイントを付与 対象期間の最終事業年度の業績目標（営業利益等）の達成度に応じて、0～120%の範囲内で変動
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期等（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間終了後一定の時期ごと（ただし、対象者が対象期間中に退任する場合（自己都合により退任した場合を除く。）においては、退任時までの固定ポイント（下記（3）に定める。）数に応じた数の当社株式等の交付等を受ける。）

(2) 当社が拠出する金員の上限

連続する3事業年度（当初は2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とし、本制度を継続します。

当社は、対象期間ごとに合計600百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出することにより、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）の延長を行います。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員（以下「信託金」という。）を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)参照。）を付与し、対象期間後に、3事業年度の累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。

なお、当社は、執行役員及び理事を対象とする業績連動型株式報酬制度についても本信託において一体的に管理することとしており、別途執行役員及び理事に対する交付等の対象とする当社株式の取得の

ための信託金を本信託に拠出し、本信託においては、上記の取締役に対して交付等を行う当社株式に加えて、執行役員及び理事に対して報酬として交付等を行う当社株式を管理します。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに本信託の信託期間を3年間延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、取締役に対する報酬等として合計600百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。当社は別途、延長された信託期間における執行役員及び理事に対する報酬としての金銭の追加拠出も行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する、取締役に対する交付等の対象となる当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は600百万円の範囲内とします。

(3) 取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、一定の算定式に従って、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントの累積値に基づき定まります。

信託期間中の所定の時期に、取締役として在任する者に対して、以下のポイント算定式をもとに算出される取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度等に応じた「業績連動ポイント」が付与され、3年間累積した「業績連動ポイント」は、対象期間の最終事業年度の業績目標（営業利益等）の達成度に基づき、業績連動係数を乗じて「中計ポイント」に転換して付与されます。ただし、「固定ポイント」及び「業績連動ポイント」のポイントの付与に際しては、営業利益がマイナスでないことを条件とします。

対象期間の最終事業年度経過後の所定の時期に、「固定ポイント」の累積値及び「中計ポイント」に応じて当社株式等の交付等が行われます。

【固定ポイント】

役位により定める株式報酬基準額 ÷ 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の終値 ※1

【業績連動ポイント】

役位及び毎事業年度の業績目標の達成度等により定める金額 ÷ 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の終値 ※1

【中計ポイント】

3年間の累積「業績連動ポイント」 × 業績連動係数 ※2

※1 延長後の信託期間の開始する事業年度の営業日初日の東京証券取引所の終値

※2 業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の業績目標（営業利益等）の達成度に応じて0%～120%の範囲で決定します。

1ポイントは当社普通株式1株とします。

ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

なお、取締役が各対象期間に関して付与を受けることができるポイントの総数の上限は150,000ポイントとします。

対象期間ごとに本信託により取締役に交付等される当社株式等の総数は、かかる対象期間毎のポイント数の上限に相当する株数（1ポイントあたり1株の場合150,000株）を上限とします。この上限交付株数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に對する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、対象期間の最終事業年度の経過後所定の時期に、上記(3)に基づき算定される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該累積ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、受益者要件を充足する取締役が対象期間中に退任する場合（自己都合により退任した場合を除く。）においては、退任時までの固定ポイントの累積値に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。また、受益者要件を充足する取締役が取締役の在任中に死亡した場合においては、死亡時までの固定ポイントの累積値に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとし、対象期間中に国内非居住者となる場合は、その時点までの固定ポイントの累積値に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有するものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

第4号議案は、株主様1名（以下「提案株主」という。）からのご提案によるものです。

なお、以下は、提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

自己株式の取得の件

1. 提案の内容

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数9,405,700株、取得価格の総額金22,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案理由

- ・本議案は、これまでに蓄積し続けた過剰な自己資本の適正化のための調整を意図した提案です。
- ・当社の自己資本比率は2023年9月末時点において91.1%という極めて高い水準にあります。また同時点における株主資本2,586億円の約44%に相当する1,145億円強を現預金で保有しています。過大な現預金保有による希薄化効果により、当社の自己資本利益率は2023年度を含めて5年連続で6%未満にとどまる見込みです。
- ・本議案における提案である220億円の自己株式の取得額は、当社の2023年9月末時点における利益剰余金の約10%に相当するものです。220億円の自己株式の取得による自己資本比率の低下は限定的ですが、過剰な自己資本の適正化に向けた着実な一歩を早期に踏み出すことが、当社にとって不可欠であると考えられます。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、2024年2月14日に当社ウェブサイトに掲載いたしました「決算説明会プレゼンテーション資料」において、経営計画2030を公表いたしました。その中で、2030年に向けて当社が目指すべき姿を定め、財務指標（売上高・営業利益率・ROIC）及び未財務指標（サステナビリティ目標）それぞれについて、定量的なガイドラインを設定いたしました。また、各指標の達成度合いをポイント化し、それらを合算したものをマブチモーター・バリュー・ポイント（以下「MVP」という）として新たに設定し、企業価値を測る一つの指標とすることといたしました。経営計画2030の達成に向けてMVPを継続的に高めていくことが当社の企業価値の向上に結び付くと考えております。

また、当社は、経営計画2030を達成するため、同計画において、e-MOTOコンセプトを掲げております（※）。e-MOTOコンセプトは、モーターを中核としながら社会とお客様が望む多様な「動き」のソリューション提供を行うことで成長を目指す新たな事業コンセプトであり、今後、このコンセプトに基づき、3つのM（モビリティ、マシーナリー、メディカル）領域及び自動車電装機器分野において、事業拡大を目指してまいります。

※ e-MOTO：「電気で動く」を意味する“electric”と、モーターの語源であり「動きを与える」を意味するラテン語の“moto”を組み合わせ、当社の提供価値を「動き」と定めたもの。

当社は、経営計画2030の下、これらの高付加価値製品による売上高の拡大を推進するとともに、生産性の更なる向上や継続的なコストダウンにより、営業利益の伸長にも取り組むほか、事業用資産の効率的な活用を行うことでROICの改善を図り、ROE（自己資本利益率）の向上も進め、事業成長によるリターンの最大化を目指してまいります。なお、2023年12月期のROEは6.6%でした。

また、経営計画2030では、資本効率の改善策として、事業活動により創出する営業キャッシュ・フローを、さらなる成長投資に積極配分するとともに、株主還元も強化することとしております。この株主還元の強化により、当社の保有するキャッシュ水準や自己資本比率は下がる見通しであり、資本効率は改善していくものと考えております。

まず、事業成長によるリターンの最大化を目指す取り組みについてですが、2024年から2026年の3年間に、事業ポートフォリオを進化させ、事業の成長を加速させるべくM&A・提携等の戦略投資に250億円、成長領域への積極的なリソースシフト及び開発効率化を加速させつつ減価償却費とのバランスを考慮した規律ある設備投資・研究開発投資として450億円を投じる方向性です。

次に、株主還元については、次のような施策を行ってまいります。

まず、配当政策につきましては、当社は、従前より、会社の成長・発展に必要な研究開発及び設備投資用資金を内部留保によって賄い、財務の健全性を維持しつつ業績に応じて株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを基本的な方針としております。この基本方針に基づき、当社はこれまで、毎年の配当につきましては、急激な経営環境の悪化による著しい業績低迷時を除き、長期安定的な配当である普通配当1株当たり年30円、これに事業成果である連結純利益の30%を1株当たり換算した特別配当金を加算することで、安定的かつ利益に応じた適切な配当を行ってまいりました。また、2023年12月期の配当については、創立70周年記念配当15円を期末配当に加算し、過去最高の年間150円（普通配当30円、特別配当105円、記念配当15円）を予定しております。

2024年度以降につきましては、従前の基本方針を維持しつつも、配当金算定基準を株主資本配当率（DOE）ベースへ変更することとしております。具体的には、DOE3.0～4.0%を目安に、キャッシュ・フロー、事業環境等を総合的に勘案して決定する方針へ移行し、長期安定的な配当の実現により、一層の株主還元の強化を図ってまいります。

次に、自己株式の取得につきましては、当社は、従前より、自己株式の取得は株主還元の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策の遂行のために有効であると認識し、余剰資金、キャッシュ・フローに加えて、PBR等の状況を考慮し、資本政策及び株主の皆様に対する利益還元の一方法として、

継続的且つ機動的に実施してまいりました。特に、2015年から2023年までの直近9年間は、年間約20～50億円の規模で、毎年、自己株式の取得を通じた株主還元を行っております。

さらに、経営計画2030の下では、2024年から2026年の3年間について、事業活動をとおして創出される営業キャッシュ・フローに対して、配当と自己株式の取得を合わせ、500億円規模の株主還元を行う方向性としております。

なお、自己株式取得に関しましては、当社定款第7条において、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めておりますので、機動的に取締役会にて審議を行い、適切な時期に実行してまいりたいと考えております。

以上のとおり、当社は、経営計画2030の下、健全な事業成長を実現しつつ、これらの株主還元策により、着実な資本効率の改善を進めてまいります。

これに対しまして、本株主提案は、本株主総会の終結時から1年以内に220億円という短期的に過大な自己株式の取得を求める内容であり、将来の経営環境の変化への対応や、継続的な事業投資の必要性を考慮していないものであります。本株主提案に沿って自己株式の取得を性急に確約し、短期的な視点で巨額の資金を費やして自己株式取得を一気に実施することは、結果として株主の皆様の利益を損ねる事態を招く可能性も考えられ、適切ではないと考えます。

当社としては、経営計画2030でお示ししている内容に沿って、長期に亘る事業成長と資本効率の改善について取り組むことで、長期経営方針である、全ステークホルダーの幸せへの貢献の継続とその拡大を目指すこととしております。本株主提案の内容は、当社の方針と大きく異なるものです。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

〔添付書類〕

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルスの感染予防対策の緩和による経済活動の正常化が進んだものの、資源価格の高止まり及び物価上昇による消費低迷の影響により、成長ペースは鈍化しました。米国経済は、インフレの低下に加え、底堅い雇用及び所得環境を背景に個人消費が堅調に推移したこと等により、緩やかに回復しました。欧州経済は、資源価格の高止まり等によるインフレ及び各国の利上げに伴う個人消費の低迷等の影響により、経済活動の停滞が見られました。我が国経済は、インフレ進行の影響はあったものの、感染予防対策の緩和による経済活動の正常化により緩やかに回復しました。新興国経済は、中国経済はゼロコロナ政策の解除に伴う個人消費の回復が力強さを欠き、不動産市場の悪化等の要因も重なり、全体として緩やかな回復に留まりました。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、半導体等の供給制約の緩和により自動車生産が回復した一方で、各国のインフレに伴う個人消費の低迷等の影響が見られました。ライフ・インダストリー機器市場は、インフレに伴う個人消費の低迷、及び一部の用途における巣ごもり需要の一服等により、全体として減速が見られました。

このような景況下、当社グループは、「事業ポートフォリオの進化を目指す『3つのM領域』での取り組み」、「自動車電装機器及びライフ・インダストリー機器用モーターの拡販」、「マブチグローバル経営によるグローバルリスクマネジメント」、「サステナビリティへの取り組み」などを課題に掲げ、取り組んでまいりました。具体的には、「パワーウインドウ用においてデトロイト3の3社目からの受注を獲得し、日系5社目向けの販売を開始」、「パワーシート用において日系大手顧客向けの販売を開始」、「EV向けバルブ用モーターユニットの量産準備の進捗及び韓国大手顧客からの新規受注獲得」、「シンチング及びフラッシュ・ドア・ハンドル等のドア周辺の新用途で受注獲得」、「アシスト自転車やシニアカー、農機具、商品陳列ロボット用で新たな受注獲得」、「マブチエレクトロマグ製の高付加価値モーターをガーデンツール用に販売開始」、「M&Aにより当社グループ入りしたマブチオーケンと技術交流や共同開発が進展」等、売上とシェアの拡大、新市場の開拓及び高品質・高効率化の更なる進展に向けた諸施策を積極的に導入・実現し、将来の事業成長につながる成果を上げることができました。

これらの結果、当期の連結売上高は1,786億6千3百万円（前期比14.0%増）となりました。その大半を占めるモーター売上高は1,786億2千2百万円（前期比14.0%増）であります。

営業利益につきましては、為替レートが前期と比べ円安で推移したことや売価・プロダクトミックスの改善等の増益要因が、コストアップ等の減益要因を上回り、155億3千6百万円（前期比43.5%増）となりました。

経常利益は、営業利益の増加のほか、為替差益の減少や受取利息の増加等により、269億9千4百万円（前期比25.7%増）、税金等調整前当期純利益は272億3千2百万円（前期比31.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は194億1千6百万円（前期比35.8%増）となりました。

次に、モーターの用途別市場動向と販売状況についてご説明いたします。

① 自動車電装機器市場

売上高は1,400億2千2百万円（前期比19.6%増）と増加しました。中型電装用途では、パワーウィンドウ用は、半導体等の供給制約の緩和による自動車生産の回復等の影響を受け増加しました。同様に自動車生産の回復の影響に加えて、パワーシート用は日系大手顧客向けの販売開始により、パーキングブレーキ用は搭載車種の拡大により増加しました。小型電装用途では、ミラー、ドアロック、エアコンダンパー及びヘッドライト用の各用途が同様に自動車生産の回復の影響を受け増加しました。

② ライフ・インダストリー機器市場

売上高は386億円（前期比2.6%減）と減少しました。健康・医療用は、第2四半期より損益上連結対象となったマブチオーケンが貢献し増加した一方で、家電・工具・住設、及び事務機器用は、インフレに伴う個人消費の低迷及び一部用途における採算性重視の方針による受注絞り込みにより減少しました。

<連結モーター売上高の用途市場別内訳>

用途市場	第83期 (2023年12月期)	前期比増減 (%)	構成比 (%)
	金額 (百万円)		
自動車電装機器	140,022	19.6	78.4
ライフ・インダストリー機器	38,600	△2.6	21.6
合計	178,622	14.0	100.0

- (注) 1. 当社グループは、小型モーターに関する単一事業分野において事業活動を展開しており、単一事業部門で組織されているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載しておりません。
2. 当社グループは、モーター売上のほかに若干のモーター部品及び生産設備の売上有るため、連結売上高合計とモーター売上高は一致しておりません。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、施設関連費用に4億5千8百万円、研究開発設備に6億9千3百万円、IT関連費用に1億1千5百万円、その他モーター生産力増強及び更新用設備等に115億5千万円、合わせて128億1千8百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

第1四半期連結会計期間において、応研精工株式会社(現：マブチモーターオーケン株式会社)、大連応研精工有限公司(現：万宝至応研精工電子(大連)有限公司)及びオーケンセイコーベトナムカンパニーリミテッド(現：マブチモーターオーケンベトナムカンパニーリミテッド)を子会社化いたしました。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は、各国における高インフレが緩和の兆しを見せる一方で、依然、政策金利は高水準で推移することが見込まれることに加え、地政学的リスクの高まりによる不透明な国際情勢を背景に各国間の貿易や投資が細る影響等により、景気の減速が懸念されます。米国経済は、上期に消費の減速が見込まれるものの、景気後退の回避が見込まれ、緩やかな回復となる見通しです。欧州経済は、インフレ圧力の低下による個人消費の持ち直しに加えて、各国の財政支援等による下支えにより、緩やかな回復が見込まれます。我が国経済は、インフレ圧力の低下及び所得環境の改善による個人消費の向上を背景に緩やかな回復が見込まれます。新興国経済は、中国経済が不動産不況や個人消費の回復の弱さ等の影響により成長ペースは鈍く、世界的なインフレ影響等により新興国全体としての成長ペースは鈍化する見通しです。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、引き続き自動車生産の回復が見込まれますが、各国における高インフレとその抑制のための利上げによる需要の減退等の影響により回復の力強さを欠き、依然見通しに不透明感があります。ライフ・インダストリー機器市場は、健康・医療機器用の安定的な需

要の持続等を背景に全体として堅調な需要を見込むものの、個人消費の減速により家電・工具・住設及び理美容機器用の需要は低調となる見通しです。

このような経営環境下、当社グループは、次に述べます課題に取り組んでまいります。

① 「動き」のソリューション提供による事業ポートフォリオの進化

当社はこれまで、小型直流モーター専門メーカーとして、お客様が求める真の価値を実現する高品質なモーターを「標準化戦略」によってリーズナブルな価格でご提供し、自動車電装機器分野からライフ・インダストリー分野まで、人々の暮らしの利便性、快適性及び安全性の向上に幅広く貢献してまいりました。今後もお客様と社会への貢献を拡大するため、モーターをコアとしつつ事業領域を拡大し、多様な「動き」のソリューションを提供することにより事業ポートフォリオを進化させ、事業の成長を図ります。特に「モビリティ」「マシーナリー」「メディカル」を「3つのM領域」と定義し、注力する事業分野としてその取り組みを加速させてまいります。

モビリティ：自動車電装機器分野では、EV化の進展に伴い、限られたバッテリーで航続距離を延ばすための電力消費量の削減が求められており、小型・軽量・高効率という当社モーターの付加価値を更に高め、開発・生産・販売を推進します。またバッテリーの熱管理を行うためのバッテリー冷却用のバルブ用途の需要が高まっており、ブラシ付モーターとブラシレスモーターの双方をラインナップしている当社の強みを生かし、ユニット対応を含めてお客様の要望に応じたソリューションを提供してまいります。ライフ・インダストリー分野では、移動体用ブラシレスモーターにおいて、アシスト自転車やシニアカー、農機具用等の様々な用途にて受注を獲得しており、引き続き新たなお客様・用途を開拓し、拡販に取り組んでまいります。

マシーナリー：今後市場の拡大が見込まれるロボット市場では、人手不足の解消に貢献するような協調ロボット用での拡販を目指し、中空構造のブラシレスモーター等ラインナップを拡充しており、今後も新規採用に向けた拡販を進めてまいります。また産業設備に関しては、工業製品や食品等の生産過程におけるCO2排出量の削減が急務となっており、エア式や油圧式から、よりエネルギー変換効率の高い電動式へ切り替える動きが広まっており、ビジネス拡大に向けたソリューション提案を進めてまいります。

メディカル：健康・医療機器用においては、高付加価値の歯ブラシ用モーターをはじめ、人々の健康に寄与する製品に注力しています。2021年7月にM&Aにより統合した人工呼吸器及び歯科治療機器用モーターなどを手掛けるマブチエレクトロマグの製品ラインナップ及び顧客基盤を足掛かりに医療機器用の取り組みを強化しております。また、2023年3月には、主に健康・医療機器用の小型ポンプに強みを有するマブチオーケンがM&Aによりグループに加わりました。同社とのシナジー創出を早期に実現し、医療機器用をはじめとする「3つのM領域」における、ユニット対応力とソリューション提案力を強化し、事業拡大に取り組んでまいります。

② 自動車電装機器及びライフ・インダストリー機器用モーターの拡販

パワーウィンドウ用モーターにつきましては、搭載車種の拡大に向けた取り組みを一層強化し、販売活動に一層注力することで、更なるシェア拡大を目指してまいります。北米自動車メーカー3社のうち2社において

既に当社製品を採用いただいておりますが、残る3社目より受注を獲得しました。2025年の販売開始に向け円滑な立ち上げを推進するとともに、更なるシェアアップを実現すべく欧米自動車メーカー向けの新規案件の獲得を目指し拡販を進めてまいります。パワーシート用モーターにおいては、2023年より新たに販売を開始した日系大手のお客様向けビジネスの更なる拡大に取り組むとともに、2024年より新たに販売開始する欧州大手のお客様向け案件の円滑な立ち上げに取り組んでまいります。リクライナー、ハイト及びチルトアジャスターなどの様々な機構に使用可能な新製品を投入することで、既存のお客様におけるシェアアップに取り組んでまいります。パーキングブレーキ及びドアクローザー用等のモーターについては、標準化戦略に基づき多用途への展開が可能な標準モーターの開発及び販売活動に取り組んでまいります。ミラー用をはじめとする当社が高シェアを有する既存製品分野においては、新たな差別化技術を搭載した製品の投入により更なる拡大に取り組んでまいります。

ライフ・インダストリー機器用においては、家電製品や健康・医療等の個人の生活に関する用途と、業務や産業に関する用途に向け、高付加価値の製品を提供してまいります。マブチエレクトロマグは、医療機器用モーターに関する高い技術力を有しておりますが、同社の高回転ブラシレスモーターが工具用で受注を獲得するなど、多用途への展開が進んでおります。今後も、開発・生産・販売のあらゆる面でのシナジー創出に取り組み、ライフ・インダストリー機器用全体の成長へつなげてまいります。

③ マブチグローバル経営によるグローバルリスクマネジメント

当社は、各海外拠点の自主・自立性を向上させ地産地消を推進する「世界5極事業体制」に、拠点間の人材の繋がり及び多様な価値観を活用する「ダイバーシティ」を強みとする「マブチグローバル経営」を推進しております。本社・各拠点間の人材交流を促すための基盤となる人事制度の整備及び各種情報共有や拠点をまたぐ会議体の設定等を通じてグループレベルで相互理解と協力を促進し、グループ各拠点の横の繋がりを強化することに加えて、各拠点内における縦の繋がりを強化するための方針展開施策、教育及び階層を超えたコミュニケーション施策等により会社方針や価値観の理解・共有を図っております。各拠点において強固な開発・生産・販売体制を構築することにより、変化の大きい市場環境においても高品質な製品をリーズナブルな価格で安定的に供給できるよう、グローバルレベルでのリスクマネジメントを推進してまいります。

④ サステナビリティへの取り組み

当社では、SDGs（持続可能な開発目標）を、人を大切にしながら経済的にも成長できる目標と捉えております。2024年には2030年を最終年度とするサステナビリティ目標を新たに設定し、「地球環境を犠牲にすることのない企業活動」「豊かな社会と人々の快適な生活を実現するものづくり」「すべての人が活躍できる環境の実現」「社会的責任の遂行」をマテリアリティ（重要課題）として、事業活動を通じた地球環境や社会課題の解決に向けた積極的な取り組みを継続しています。気候変動への取り組みとして、2030年までにCO2排出量を2018年比で30%削減する目標を設定し、また、2050年までにカーボンニュートラルに向けた活動を推進しております。目標達成に向け、再生可能エネルギーの更なる活用や環境へ配慮した製品創出の取り組み等の具体的な施策を加速いたします。社会面での取り組みとしては、SDGsに貢献する製品の販売拡大やお

取引先様を含むサプライチェーン全体でのCSR活動、人権への取り組み、また次世代を担う子どもたちが科学への関心を深める活動を推進してまいります。今後も、国際社会が直面している課題の解決に事業を通じて貢献することにより、経営理念「国際社会への貢献とその継続的拡大」の実現を目指し、グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2020年12月期)	第81期 (2021年12月期)	第82期 (2022年12月期)	第83期(当期) (2023年12月期)
売上高 (百万円)	116,432	134,595	156,706	178,663
経常利益 (百万円)	12,675	19,570	21,473	26,994
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,987	14,251	14,295	19,416
1株当たり当期純利益 (円)	67.82	108.38	110.39	150.52
自己資本当期純利益率 (%)	3.7	5.7	5.3	6.6
総資産 (百万円)	262,559	285,704	307,786	336,605
純資産 (百万円)	239,103	259,909	280,175	305,030
自己資本比率 (%)	91.0	90.9	91.0	90.6
1株当たり純資産額 (円)	1,811.81	1,987.67	2,166.88	2,380.90
1株当たり配当金 (円)	135	115	135	150
配当性向 (%)	99.5	53.1	61.1	49.8
純資産配当率 (%)	3.7	3.0	3.2	3.3

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております（当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております）。
2. 売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入し表示しております。
3. 自己資本当期純利益率・自己資本比率・配当性向・純資産配当率は、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
4. 第83期(当期)の1株当たり配当金・配当性向・純資産配当率は、第83回定時株主総会における剰余金の処分に係る議案が承認可決されることを前提としており、予定の数値であります。
5. マブチモーター従業員持株会信託及び役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
6. 株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第83期(当期)の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
7. 当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第80期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
萬寶至實業有限公司	HK\$ 千 491,012	100%	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターアメリカコーポレーション	US\$ 千 4,000	100	小型モーター並びに部品の販売
萬寶至馬達股份有限公司	NT\$ 千 490,600	100	小型モーター部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至馬達大連有限公司	RMB 千 470,743	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
華淵電機工業股份有限公司	NT\$ 千 452,540	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至馬達（江蘇）有限公司	RMB 千 293,668	100 (43)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	EUR 千 715	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	US\$ 千 511	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至馬達瓦房店有限公司	RMB 千 57,937	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至（上海）管理有限公司	RMB 千 34,046	100	地域統括、小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万宝至馬達（東莞）有限公司	RMB 千 456,165	100 (100)	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び設計開発並びに販売
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	100	小型モーター並びに部品の販売
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	RMB 千 149,371	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
万宝至馬達（江西）有限公司	RMB 千 313,826	% 100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	MXN 千 3,711,159	100 (0)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターポーランドエスパーゾー	PLN 千 254,934	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	THB 千 29,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至精工部件（江門）有限公司	RMB 千 121,939	100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売
マブチモーターエレクトロマグエスエー	CHF 千 100	100	医療機器用モーターの製造及び販売
マブチモーターオーケン株式会社	JPY 千 20,000	100	小型ポンプの製造及び販売
万宝至応研精工電子（大連）有限公司	RMB 千 16,708	100 (100)	小型ポンプの製造及び販売
マブチモーターオーケンベトナムカンパニーリミテッド	VND 百万 21,120	100 (100)	小型ポンプの製造及び販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
2. 2023年度中にマブチモーターポーランドエスパーゾーへ追加出資による増資を行い、資本金が224,805千PLNから254,934千PLNに増加しております。

(11) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社25社（うち連結子会社24社）で構成されており、自動車電装機器、ライフ・インダストリー機器等に使用される小型モーターの製造・販売を主な事業としております。

(12) 主要拠点等 (2023年12月31日現在)

① 当社 (国内拠点)

事業所名	所在地
本社	千葉県松戸市松飛台430番地
技術研究所	千葉県印西市竜腹寺280番地

② 子会社 (海外主要拠点)

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
華淵電機工業股份有限公司	台湾・新竹県
萬寶至馬達股份有限公司	台湾・高雄市
万宝至馬達大連有限公司	中国・遼寧省
万宝至馬達(江蘇)有限公司	中国・江蘇省
マブチ至馬達瓦房店有限公司	中国・遼寧省
マブチモーターベトナムリミテッド	ベトナム・ドンナイ省
マブチモーターダナンリミテッド	ベトナム・ダナン市
万宝至馬達(東莞)有限公司	中国・広東省
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	中国・広東省
万宝至馬達(江西)有限公司	中国・江西省
マブチモーターメキシコエスエーデシーブイ	メキシコ・アグアスカリエンテス州
マブチモーターポーランドエスパーゾー	ポーランド・マウォポルスカ県
万宝至精工部件(江門)有限公司	中国・広東省
マブチモーターエレクトロマグエスエー	スイス・ローザンヌ
万宝至応研精工電子(大連)有限公司	中国・遼寧省
マブチモーターオーケンベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム・ドンナイ省
(販売拠点)	
萬寶至實業有限公司	中国・香港
マブチモーターアメリカコーポレーション	アメリカ・ミシガン州
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	ドイツ・フランクフルト市
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	韓国・ソウル市
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	タイ・バンコク
(地域統括・販売拠点)	
万宝至(上海)管理有限公司	中国・上海市

③ 子会社 (国内主要拠点)

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
マブチモーターオーケン株式会社	東京都稲城市

(13) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部門の名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
生産部門	18,026 [16] (865)	△588 [△56] (△78)
販売部門	270 [-] (-)	11 [△1] (-)
技術・開発部門	711 [-] (-)	96 [-] (-)
管理部門	801 [40] (-)	41 [-] (-)
合計	19,808 [56] (865)	△440 [△57] (△78)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 子会社のうち1社は委託加工生産を実施しており、委託加工契約先から派遣され、当社グループで就業する人員を () 内数で記載しております。
3. 臨時従業員の年間平均雇用人員を [] 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
845 [49]	18 [-]	45.0	18.7

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社等への出向者(107名)を含んでおりません。
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員を [] 外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 66,410,262株 (うち自己株式1,890,100株)
- (3) 株主数 27,004名 (前期末比1,418名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,075,200株	14.1%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,976,000	9.3
馬 淵 隆 一	5,000,800	7.8
公益財団法人マプチ国際育英財団	3,082,500	4.8
有 限 会 社 プ ル ミ エ	2,068,600	3.2
馬 淵 喬	2,010,600	3.1
馬 淵 保	2,000,414	3.1
株式会社レイ・コーポレーション	1,746,000	2.7
株式会社三菱UFJ銀行	1,010,890	1.6
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	877,400	1.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,890,100株) を控除して計算しており、小数点第2位を四捨五入し表示しております。
2. 持株比率の計算上、マプチモーター従業員持株会信託が保有する209,800株、役員報酬BIP信託が保有する152,310株、株式付与ESOP信託が保有する113,496株を含めて計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 報 酬	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (国外居住者、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	譲渡制限付株式報酬	13,520株	6名

(注) 国外居住者、監査等委員である取締役及び社外取締役には株式の交付は行っておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2016年3月30日開催の第75回定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員 (国外居住者、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) を対象に、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の中期的な業績との連動性が高い報酬制度 (業績連動型株式報

酬制度)の導入を決議し、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みを採用しております。

なお、当期末に「役員報酬BIP信託」の信託口が所有する当該株式数は152,310株であります。

② 株式分割

当社は、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性と投資家層の拡大を図ることを目的として、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、発行可能株式総数は400,000,000株、発行済株式総数は132,820,524株となりました。

なお、当該株式分割は、2024年1月1日を効力発生日としておりますので、本項は株式分割前の株式数により記載しております。

③ 自己株式の取得

2023年8月10日開催の取締役会決議により取得した自己株式

- ・取得した株式の種類及び総数 普通株式 666,100株
- ・取得価額の総額 2,999,935,000 円
- ・取得した日 2023年8月15日より2023年10月16日まで

④ 自己株式の消却

2023年8月10日開催の取締役会決議により消却した自己株式

- ・消却した株式の種類及び総数 普通株式 666,100株
- ・消却した日 2023年11月30日

⑤ 信託型従業員持株インセンティブ・プラン

当社従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意識高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入しております。

なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は209,800株であります。

⑥ 株式付与ESOP信託

会社幹部として事業活動を牽引する立場である管理職層が中期経営計画の達成及び企業価値向上への意識をより高く保つことで中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、当社管理職層を対象にインセンティブ・プランを導入しております。

なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は113,496株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

名称	発行決議日	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間
第1回 新株予約権	2013年 3月28日	108個	当社取締役1名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 2,160株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と引 き換えに払い込 みを要しない	1株当たり1円	2013年 5月21日～ 2033年 5月20日
第2回 新株予約権	2014年 3月28日	72個	当社取締役1名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 1,440株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と引 き換えに払い込 みを要しない	1株当たり1円	2014年 4月22日～ 2034年 4月21日
第3回 新株予約権	2015年 3月27日	226個	当社取締役3名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 2,260株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と引 き換えに払い込 みを要しない	1株当たり1円	2015年 4月21日～ 2035年 4月20日
第4回 新株予約権	2016年 3月30日	384個	当社取締役3名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 3,840株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と引 き換えに払い込 みを要しない	1株当たり1円	2016年 4月21日～ 2036年 4月20日
第5回 新株予約権	2017年 3月30日	355個	当社取締役3名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 3,550株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と引 き換えに払い込 みを要しない	1株当たり1円	2017年 4月21日～ 2037年 4月20日

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
2. 2015年1月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
 3. 2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」については、当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 越 博 雄	CEO
代表取締役社長	谷 口 真 一	COO 社長執行役員
代表取締役副社長	片 山 寛 太 郎	副社長執行役員 関係会社統括 ライフ・インダストリー事業部長 スマートトランスフォーメーション本部長 マブチグループマネジメント室長
取 締 役	伊 豫 田 忠 人	常務執行役員 管理統括 内部統制担当 経営戦略担当 事業開発担当
取 締 役	宮 嶋 和 明	執行役員 技術統括
取 締 役	高 橋 徹	執行役員 購買・生産管理本部長
社 外 取 締 役	御 手 洗 尚 樹	
社 外 取 締 役	堤 和 彦	
社 外 取 締 役	岡 田 晃	
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 林 克 己	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	浅 井 隆	第一芙蓉法律事務所パートナー弁護士
社 外 取 締 役 (監査等委員)	東 葭 葉 子	アルプスアルパイン株式会社社外取締役 (監査等委員) コクヨ株式会社社外監査役 公認会計士東葭葉子事務所 代表
社 外 取 締 役 (監査等委員)	福 山 靖 子	スプリング法律事務所パートナー弁護士 株式会社アールエイジ社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役御手洗尚樹氏、堤和彦氏、岡田晃氏並びに取締役(監査等委員)浅井隆氏、東葭葉子氏及び福山靖子氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との連携を図るため、小林克己氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役（監査等委員・常勤）小林克己氏は、海外子会社の経営を経て、当社管理部門及び経理・財務部門を統括する業務に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）東葎葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）浅井隆氏及び福山靖子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の役員の異動
 - ・2023年3月30日開催の第82回定時株主総会において、岡田晃氏、小林克己氏及び福山靖子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・取締役小野ジョディー氏、染谷一幸氏及び植村京子氏は、2023年3月30日開催の第82回定時株主総会をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、戦略的意思決定及び監督機能を取締役に集中し、日常的な業務執行の権限と責任を執行役員に与えることにより、業務執行と監督の双方の機能を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を採用しております。

なお、取締役に兼任しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
中 村 剛	常務執行役員 営業担当 オートモーティブ第二事業部長
芝 崎 徹	執行役員 製造本部長
渡 辺 広 昭	執行役員 経営企画本部長
萩 田 敬 一	執行役員 経理・財務担当 経営管理部長
権 大 勇	グループ常務執行役員 中国総代表
今 村 知 文	グループ執行役員 欧州総代表
舒 正	グループ執行役員 中国副代表
HOANG S o n	グループ執行役員 ベトナムマブチ会長・社長 ダナンマブチ会長
木 村 慎	グループ執行役員 メキシコマブチ社長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。

(3) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該方針に関しましては、報酬委員会にて十分な議論を行った上で、取締役会に答申されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【役員報酬決定方針】

当社は、経営理念の実現に資する優秀な経営人材を確保し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意識を高めるインセンティブとして役員報酬を位置付け、以下の方針に基づいて報酬を決定しております。

(1) 報酬水準

- ・グローバルな事業の成長を実現するために必要な経験、スキルを有する多様な人材が確保できる報酬水準を設定します。
- ・報酬水準の妥当性を確保するため、外部調査機関による報酬調査データを参考の上、当社の業績状況をはじめ、経済環境や業界動向等を考慮し、適切な水準を決定します。

(2) 報酬構成

- ・役員報酬は、固定報酬である基本報酬と会社業績、個人評価を反映する業績連動報酬から構成します。
- ・業績連動報酬は、短期的な会社業績への反映と中長期的な企業価値向上への反映を考慮した構成とします。

- ・株主との価値共有を高めるとともに、中長期的な視点での企業価値向上へのインセンティブを高めるため、報酬の一部を株式報酬とします。
- ・社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。

(3) 報酬ガバナンス

- ・役員報酬の決定方針や報酬額の決定については、公正性や透明性を確保することを重視し、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を毎年開催し、その答申を受けた取締役会において決定します。
- ・各取締役の個別の報酬額については、客観性や透明性を確保することを目的として、その決定を取締役会から報酬委員会に委任しています。
- ・業績連動報酬に反映する個人評価については、委員の過半数を社外取締役より構成する指名委員会にて決定します。
- ・報酬委員会、指名委員会ともに、社外取締役の御手洗尚樹氏を委員長として、代表取締役会長の大越博雄氏、代表取締役社長の谷口真一氏、社外取締役の堤和彦氏、及び社外取締役の岡田晃氏の5名で構成されております。

【報酬制度の概要】

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬制度の方針・概要は次のとおりです。

(1) 報酬の内訳

報酬の名称	月額報酬	賞与	信託型株式報酬	譲渡制限付株式報酬
報酬の特徴	基本報酬	短期インセンティブ	中期インセンティブ	長期インセンティブ
現金／株式	金銭報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	業績連動	業績連動	業績非連動
付与時期	月例で支給	年1回3月に支給	原則3年に1回、中期計画終了年度の翌年に支給	年1回付与、退任時に譲渡制限解除
基本構成比率	50%	30%	20%	
総額限度枠	年額／5億5千万円		3事業年度／6億円 (150,000株以内)	年額／6千万円 (50,000株以内)

- (注) 1. 報酬の基本構成比率は制度設計上の基本比率を示しており、当社業績の状況等により上記比率は変動します。
2. 金銭報酬の総額限度枠には社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬も含めた金額となっております。

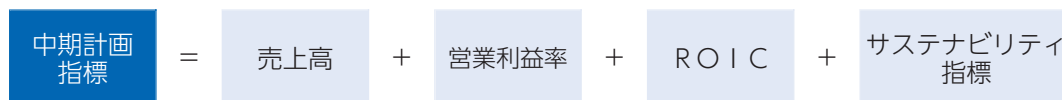
(2) 業績連動報酬

1) 賞与

- ・短期インセンティブ報酬として、毎事業年度の業績向上への貢献意識を高めることを目的に、評価指標は親会社株主に帰属する当期純利益を採用しています。評価指標の実績に応じて変動幅0～200%の範囲で報酬額を算出し、さらに個人評価を反映して最終決定します。

2) 信託型株式報酬

- ・中期インセンティブ報酬として、経営計画で掲げる指標の3事業年度ごとの達成状況と連動させることで、経営計画の必達による企業価値向上への意識を高めることを目的に導入しています。当株式報酬は、役位に応じて付与する役位ポイントと業績指標の達成度に応じて付与する業績連動ポイントで構成され、業績連動ポイントは0～240%の変動幅で算出し、さらに個人評価を反映して最終決定します。



(3) 非金銭報酬等

- ・株式報酬につきましては、上述の信託型株式報酬に加えて、長期的な視点での企業価値向上へのインセンティブを高めることを目的として譲渡制限付株式報酬を導入しております。役位別に定める譲渡制限付株式報酬額に応じて所定の期日の株価を基礎として算出した譲渡制限付株式を割り当てるものです。譲渡制限は退任時に解除されます。

(4) 株式報酬の支給制限

- ・取締役を解任された場合、及び任期中に辞任した場合（取締役会が正当な事由と認めた場合を除く）には、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により株式報酬の支給を制限します。

(5) 自社株保有に関する考え方

- ・株式報酬により付与した当社株式は原則として在任期間中は保持し続けることとします。さらに別に定める「自社株保有ガイドライン」により一定量以上の当社株式を保有することを奨励することで、株主との価値共有や中長期的な企業価値向上への意識向上を図っております。

② 報酬等の額

区分	支給 人員	報酬等 の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動		譲渡制限付 株式報酬
				賞与	信託型株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	10名 (4名)	518百万円 (32百万円)	252百万円 (32百万円)	177百万円 (-)	37百万円 (-)	51百万円 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	6名 (4名)	54百万円 (32百万円)	54百万円 (32百万円)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外取締役)	16名 (8名)	573百万円 (64百万円)	307百万円 (64百万円)	177百万円 (-)	37百万円 (-)	51百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等(基本報酬及び賞与)の額につきましては、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において年額5億5,000万円以内(うち、社外取締役の報酬等の額は年額5,000万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は9名(うち、社外取締役は3名)です。
3. 業績連動報酬につきましては、社外取締役及び監査等委員を除く取締役に対して「賞与」及び「信託型株式報酬」を設定しております。「賞与」の算定基礎となる評価指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、選定した理由並びに算定方法については①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。評価指標の実績は194億円であります。「信託型株式報酬」は2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において、3事業年度ごとに6億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)の員数は6名です。算定基礎となる評価指標及び選定した理由並びに算定方法については①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。評価指標は2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度の計画と連動しており、その実績(目標達成率)は売上高121%、営業利益率58%、ROIC47%、サステナビリティ目標175%となっております。なお、上表の「信託型株式報酬」には当事業年度において取締役(社外取締役及び監査等委員を除く6名)に付与が見込まれるポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額37百万円を記載しております。
4. 非金銭報酬等につきましては、上記3.に記載した「信託型株式報酬」に加え、「譲渡制限付株式報酬」を設定しております。「譲渡制限付株式報酬」は2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において、年額6,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)の員数は6名です。詳細については①役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。
5. 監査等委員である取締役の報酬等につきましては、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において、年額1億800万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。
6. 取締役会は、①役員報酬等の内容の決定に関する方針に基づき、報酬委員会に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ア. 取締役（監査等委員）浅井隆氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- イ. 取締役（監査等委員）東葎葉子氏は、アルプスアルパイン株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めております。同社と当社の間には、製品の販売等の取引関係がありますが、直近の連結会計年度の取引額は、それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であります。また、同氏は、公認会計士東葎葉子事務所の代表であり、コクヨ株式会社の社外監査役を務めておりますが、当社と同事務所及び同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ウ. 取締役（監査等委員）福山靖子氏は、スプリング法律事務所のパートナー弁護士であり、株式会社アールエイジの社外取締役（監査等委員）を務めておりますが、当社と同事務所及び同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役에게 期待される役割に関して行った職務の概況
取締役 御手洗 尚樹	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取締役 堤 和彦	当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回に出席し、工学博士として技術開発に関する豊富な経験と高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取締役 岡田 晃	2023年3月就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。企業統治に対する豊富な経験と高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 浅井 隆	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 東葎 葉子	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 福山 靖子	2023年3月就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、国内及び海外における弁護士としての豊富な経験及び他社における社外取締役監査等委員としての見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、2023年3月就任以降、当事業年度において開催された監査等委員会11回のすべてに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社（「重要な親会社及び子会社の状況」の②重要な子会社の状況に記載）のうち、海外子会社は、当社会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、当社からの独立性、専門性その他評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおりその基本方針を決議しております。

なお、当社は、2019年3月28日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、基本方針の一部改定を決議しております。

内部統制基本方針

当社グループは、経営ビジョンを確実に履行し、あらゆるステークホルダーの権利と適正な利益の確保に努め、経営理念に基づく社会的使命を果たすことを目的として、次に示すとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「マブチ経営ビジョン」（経営理念、経営基軸、経営指針、海外拠点経営指針、行動指針）及び「マブチ倫理規範」を策定し、これを当社グループ全役員及び従業員に冊子、電子メール、社内報、研修等によって周知し、法令及び企業倫理・社会規範の遵守（以下「コンプライアンス」という。）と国際社会への貢献が、当社グループの企業活動の前提であり、企業風土とすることを徹底する。
- b. 代表取締役は、コンプライアンスに係る活動について、コンプライアンス違反の未然防止及び再発防止に向けた体制構築を目的として、内部統制担当役員を委員長とし各部門長及び各子会社のコンプライアンス担当役員を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの確実な履行に必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知、教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- c. 代表取締役は、法令・定款及び社会倫理に反する行為又はこれらの疑いある行為について、使用人その他の従業者が、職制を通じた通常の業務遂行における情報伝達ルートによらず、代表取締役に通報、相談することを可能にする制度及びそのためのルート（倫理規範ホットライン）を設ける。
- d. コンプライアンス活動の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、コンプライアンス体制の継続的改善に努めるものとする。
- e. 代表取締役は、当社の経営基軸に則った社会的課題の解決に向けて、サステナビリティ委員会を設置する。同委員会は、重要課題に関する目標を設定するとともに、その取り組み状況を取締役会に報告するものとする。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、これを全社的に統括する担当業務

執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、当該情報の記録方法、保存期間その他の管理方法等に関する社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

- b. 取締役及び監査等委員並びに内部監査部門は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役は、事業活動に係る損失の危険（以下「リスク」という。）の管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、リスクの適切な管理のために必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 代表取締役は、当社各部門責任者及び子会社の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、日常の事業活動におけるリスクの認識・評価、リスクへの対応、情報の伝達等に関し、組織横断的な活動を可能にするるとともに、リスクの顕在化に備え、当社グループ全体の事業活動を視野に入れた緊急時の連絡・対応体制を整備する。
- c. リスク管理の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、リスク管理体制の継続的改善に努めるものとする。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令に定める重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行に関する監督を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則を制定し、その適切な運用に努める。
- b. 取締役会の機能を補完し、より機動的、効率的、効果的な業務執行の決定と監督を可能にすることを目的として、主として業務執行役員で構成するCOO会議を設置する。
- c. 取締役会及び代表取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次に示す経営管理システムを構築するとともに、その適切な運用に必要な環境を整備するものとする。
- ア. 取締役会は、定期的に当社グループ全体に係る目標、戦略、予算等の中期・短期経営計画を策定し、代表取締役ほか各業務執行役員を通じて、これに基づく業務執行計画を各業務部門に策定、実施させるとともに、その進捗状況、見通しその他の重要な情報について、定期、不定期に報告を求め、経営計画のレビューを実施することで、適時・適切な計画の修正を実施する。
- イ. 代表取締役は、上記経営管理システムの効果的かつ効率的な運用を可能にするため、業務分掌及び職務・決裁権限を明確にするるとともに、社内における情報の共有、伝達、その他の業務の効率化を図るための情報システムの整備に努める。
- ウ. 各ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化を図り、当社グループに対する理解を促進することにより、ステークホルダーとの適切かつ良好な関係を維持するため、会社情報の管理、開示等について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、重要な会社情報の

管理及びその適時・適切な開示のために必要なルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

v 当社及び子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会及び代表取締役は、経営ビジョンの構成要素として海外拠点経営指針を定め、これを特に海外子会社における業務の適正を確保するための基本的な考え方として、その浸透を図る。
- b. 代表取締役は、子会社の業務執行に関し、生産、販売各子会社責任者会議及び主要部門別グループ責任者会議を設置し、定期的にこれを開催して当社グループ全体の経営計画等の浸透を図るほか、その他のコミュニケーション手段を講じて業務上の情報共有、指示等の伝達を確実かつ効率的に行うものとする。
- c. 取締役会及び代表取締役は、当社の経営管理システムを当社グループ全体に展開するとともに、子会社の業務執行の決定に関する権限等を明確にすることにより、当社グループ経営計画達成に係る業務の効率化と確度の向上を図る。
- d. 代表取締役は、子会社の業務遂行の過程において生じた重要情報の当社に対する報告義務その他子会社管理のために必要なルール、手順を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- e. 代表取締役は、主要な子会社に内部監査組織を設置させ、定期的な内部監査の実施と当社内部監査部門への結果報告を義務付けるものとする。
- f. 当社内部監査部門及び監査等委員会が選定する監査等委員は、計画的に子会社の内部統制に関する実地監査を実施し、その結果を当社取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。当社取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、グループ全体の内部統制システムの継続的改善に努めるものとする。

vi 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会の職務補助及び監査等委員会の事務局として業務執行から独立した使用人等からなる「監査等委員会室」を設置する。
- b. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じるものとする。この場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- c. 上記の求めが定常的な必要性に基づくものでないときは、監査等委員会は、内部監査部門及び予め協議の上特定した部門の使用人に対し、必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼することができるものとする。この場合、当該使用人は、依頼された職務の遂行に関して、監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとし、かつ当該職務遂行の内容については、当該部門における人事評価の対象から除外するものとする。

vii 監査等委員でない取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- a. 監査等委員会でない取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会が定める監査等委員会規則その他の監査業務に係る規程・基準等に従い、その業務の執行に関する情報を監査等委員会に適宜報告するほか、当該規程等にかかわらず、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、内部監査の結果、その他当社及び子会社の業務遂行の過程において生じた重要な事実について、適宜監査等委員会に報告するものとする。
- b. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席できるものとし、代表取締役は、監査等委員会の求めに応じて、会議の開催通知ほか必要な情報を監査等委員会に提供するものとする。また監査等委員会が選定する監査等委員は、必要と認める重要な文書をいつでも閲覧することができるものとする。取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に係る報告や書類等の提出を求められた場合、これを拒むことができないものとする。
- c. 監査等委員でない取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、その業務の執行に関し、法令・定款違反又はその疑いのある事実を発見した場合、監査等委員会に対し適宜その内容を報告することができるものとし、代表取締役は、これらを周知するために必要な措置を講じるものとする。また当社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利益な取扱いを行わない。

viii 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ix その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査等委員会の監査計画の策定及び監査の実施に関し、内部監査部門及び会計監査人との連携を図ることについて配慮するほか、監査が円滑に実施されるよう、監査等委員会の要請に対して最大限これに協力し、必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役会は、監査等委員である取締役選任議案の決定に際し、各候補者が監査職務に必要なかつ十分な専門知識を有していること及び監査等委員である社外取締役の候補者について十分に独立性が確保されていることを前提とした上、その選出にあたり、監査等委員会の同意を得るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制の体制整備に努め、リスクマネジメント活動、コンプライアンス活動や内部統制監査活動等において発見された内部統制の不備が取締役に定期・不定期に報告され、その適時かつ適正な是正が行われて

おり、継続的にその機能及び効果を高めていく仕組みを構築しております。また、稟議制度や職務権限・業務分掌その他の社内規程を整備し、その適切な運用を図ることにより、業務執行の適切性を確保する一助としております。

② リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメント委員会が主体となり、当社グループの事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて迅速な情報収集、対応を図るとともに、関係部門に対する支援、社内注意喚起や啓蒙教育を行うなど、組織横断的な取り組みを実施しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス体制や適切なガバナンスの整備・運用のため、内部統制担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置しております。また、「マブチ倫理規範」を策定し、当社グループ全役員及び従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育を通じて、法令及び企業倫理・社会規範の遵守を徹底するとともに、「倫理規範ホットライン」を整備・運用し、社内通報窓口に加えて、社外通報窓口を設けることで、職制ルートによらず通報、相談できる体制を構築し、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

④ グループ会社の管理体制

当社の海外グループ会社において、当該拠点国の法令等に基づく機関等及びこれを補完する内部組織によって内部統制を実施するとともに、グループ経営ビジョンを通じてグローバルに企業文化や価値観を共有し、グループ経営者会議や各種グループ部門長会議の開催、当社経営監査室によるグループ会社の業務監査の実施等によって、グループ全体の内部統制機能の向上に努めております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要な意思決定は、当社の経営環境を熟知し業務に精通した社内取締役及び独立社外取締役で構成される取締役会において行っております。取締役会は、経営上の意思決定と取締役の業務執行の監督に関する中心的な機能を果たしており、法令の定めるところにより、重要な業務執行の決定及び重要な業務執行状況の報告を行っております。取締役会において決定された事項は、代表取締役及び各業務執行役員を通じて業務の執行に移されます。取締役会は定期的にこれを開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。

⑥ 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制

独立性の高い社外取締役を含む監査等委員である取締役は、法令に基づくほか、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画、職務分担に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主な連結子会社の業務や財産の状況調査に加え、内部監査部門である経営監査室その他の内部統制部門、会計監査人等との連携により、取締役の職務執行を監査しております。また、監査等委員会は、毎月1回及び必要に応じて随時開催しており、社外取締役（監査等委員）が委員長を務めております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人1名を、監査等委員会室に置いております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、次のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」を決議しております。

i 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、ブラシ付小型直流モーターのパイオニアとして、「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、独自の製品・技術の開発とグローバル市場での製品供給に努め、適正な利潤の創出と長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。高い志に基づく経営理念、技術、そして企業文化を共有し、業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営のあり方や一般に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社にとりまして、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、以下の経営方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であるべきと考えます。

- a. 企業を社会的存在と認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努める。
- b. 経営資源の確保とその有効活用により、適正利潤を継続的に創出し、ステークホルダーに対して適切な還元を行う。
- c. 人を最も重要な経営資源と位置付け、働く人々の主体的動機づけを充足させ、組織活力を喚起する。

ii 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、当社として、以下のような必要かつ適切な対応策を講じます。

- a. 社外の専門家を含め、社内チームを構成し、当該取得者の提案内容を、上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。
- b. 当該大量取得が、不適切な者によると判断される場合には、次の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。
 - ア. 当該措置が基本方針に沿うものであること。
 - イ. 当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - ウ. 当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(336,605)	(負債の部)	(31,574)
流動資産	217,884	流動負債	24,890
現金及び預金	116,604	支払手形及び買掛金	8,865
受取手形及び売掛金	33,895	未払法人税等	2,958
商品及び製品	38,919	賞与引当金	236
仕掛品	1,426	役員賞与引当金	252
原材料及び貯蔵品	20,104	その他	12,577
その他	7,025	固定負債	6,684
貸倒引当金	△91	長期借入金	830
固定資産	118,720	株式等給付引当金	213
有形固定資産	100,074	退職給付に係る負債	1,304
建物及び構築物	23,388	資産除去債務	39
機械装置及び運搬具	46,807	繰延税金負債	3,830
工具、器具及び備品	3,999	その他	465
土地	7,129	(純資産の部)	(305,030)
建設仮勘定	18,749	株主資本	261,294
無形固定資産	5,576	資本金	20,704
のれん	3,055	資本剰余金	20,419
その他	2,521	利益剰余金	230,335
投資その他の資産	13,069	自己株式	△10,165
投資有価証券	10,588	その他の包括利益累計額	43,672
繰延税金資産	724	その他有価証券評価差額金	3,313
その他	1,788	為替換算調整勘定	40,037
貸倒引当金	△31	退職給付に係る調整累計額	321
		新株予約権	62
資産合計	336,605	負債純資産合計	336,605

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			178,663
売上原価			134,518
売上総利益			44,144
販売費及び一般管理費			28,608
営業利益			15,536
営業外収益			
受取利息	2,279		
受取配当金	307		
為替差益	6,604		
スクラップ材料売却収入	2,156		
その他	874		12,221
営業外費用			
株式関係費	174		
減価償却費	182		
その他	406		763
経常利益			26,994
特別利益			
固定資産処分益	7		
投資有価証券売却益	208		
負ののれん発生益	659		
退職給付制度改定益	113		988
特別損失			
固定資産処分損	583		
臨時退職金	167		750
税金等調整前当期純利益			27,232
法人税、住民税及び事業税	7,621		
法人税等調整額	194		7,815
当期純利益			19,416
親会社株主に帰属する当期純利益			19,416

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	20,704	20,419	222,620	△10,389	253,355
当 期 変 動 額	-	-	-	-	-
剰余金の配当(注)1	-	-	△4,423	-	△4,423
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	△4,367	-	△4,367
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	19,416	-	19,416
自己株式の取得	-	-	-	△3,469	△3,469
自己株式の処分	-	-	△32	815	783
自己株式の消却	-	-	△2,877	2,877	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	7,715	223	7,939
当 期 末 残 高	20,704	20,419	230,335	△10,165	261,294

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益累 計額合計		
当 期 首 残 高	2,205	24,318	225	26,749	69	280,175
当 期 変 動 額	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当(注)1	-	-	-	-	-	△4,423
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	-	-	-	△4,367
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	19,416
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△3,469
自己株式の処分	-	-	-	-	-	783
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	1,107	15,718	95	16,922	△6	16,915
当期変動額合計	1,107	15,718	95	16,922	△6	24,855
当 期 末 残 高	3,313	40,037	321	43,672	62	305,030

(注) 1. 2023年3月30日開催の第82回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結包括利益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	19,416
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,107
為 替 換 算 調 整 勘 定	15,718
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	95
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	16,922
包 括 利 益	36,339
(内 訳)	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	36,339
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	-

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結キャッシュ・フロー計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	27,232
減価償却費	12,832
退職給付に係る負債の減少額	△55
受取利息及び受取配当金	△2,586
為替差益	△7,408
投資有価証券売却益	△208
有形固定資産処分損	575
負債のれん発生益	△659
退職給付制度改定益	△113
売上債権の増加額	△2,227
棚卸資産の減少額	6,219
仕入債務の増加額	379
その他	1,238
小計	35,219
利息及び配当金の受取額	2,493
利息の支払額	△28
法人税等の支払額	△5,942
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,741
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△2,956
定期預金の払戻による収入	576
有価証券の償還による収入	1,500
固定資産の取得による支出	△13,006
固定資産の売却による収入	23
投資有価証券の取得による支出	△0
投資有価証券の売却による収入	279
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△2,035
その他	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,608
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△10
長期借入金の返済による支出	△296
配当金の支払額	△8,793
自己株式の取得による支出	△3,460
自己株式の売却による収入	711
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,849
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	6,762
V. 現金及び現金同等物の増加額	11,045
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	101,255
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	112,301

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(189,726)	(負債の部)	(13,656)
流動資産	68,439	流動負債	11,157
現金及び預金	24,770	買掛金	7,792
受取手形	284	未払金	1,216
売掛金	35,011	未払費用	574
商品及び製品	3,686	未払法人税等	739
仕掛品	14	賞与引当金	227
原材料及び貯蔵品	753	役員賞与引当金	211
その他	3,917	その他	394
固定資産	121,287	固定負債	2,498
有形固定資産	14,276	長期借入金	830
建物	6,718	株式等給付引当金	213
構築物	356	退職給付引当金	831
機械及び装置	679	資産除去債務	39
車両運搬具	14	繰延税金負債	465
工具、器具及び備品	468	その他	116
土地	5,991	(純資産の部)	(176,070)
建設仮勘定	47	株主資本	172,694
無形固定資産	426	資本金	20,704
ソフトウェア	411	資本剰余金	20,419
ソフトウェア仮勘定	11	資本準備金	20,419
その他	3	利益剰余金	141,735
投資その他の資産	106,583	利益準備金	3,819
投資有価証券	10,508	その他利益剰余金	137,916
関係会社株式	24,767	固定資産圧縮積立金	77
関係会社出資金	64,139	別途積立金	170,119
関係会社長期貸付金	6,924	繰越利益剰余金	△32,280
その他	275	自己株式	△10,165
貸倒引当金	△31	評価・換算差額等	3,313
		その他有価証券評価差額金	3,313
資産合計	189,726	新株予約権	62
		負債純資産合計	189,726

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		106,447
売 上 原 価		86,015
売 上 総 利 益		20,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,495
営 業 利 益		2,936
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 割 引 料	555	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 配 当 金	10,630	
為 替 差 益	4,858	
そ の 他	456	16,500
営 業 外 費 用		
株 式 関 係 費	174	
そ の 他	20	194
経 常 利 益		19,242
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	208	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	113	321
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	3	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	173	176
税 引 前 当 期 純 利 益		19,387
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,700	
法 人 税 等 調 整 額	△116	2,583
当 期 純 利 益		16,804

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	20,704	20,419	-	20,419	3,819	80	170,119	△37,387	136,632
当 期 変 動 額									
剰余金の配当(注)1	-	-	-	-	-	-	-	△4,423	△4,423
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	-	-	-	-	-	△4,367	△4,367
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	16,804	16,804
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	△32	△32
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	△2,877	△2,877
固定資産圧縮積立金取崩額	-	-	-	-	-	△3	-	3	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△3	-	5,106	5,102
当 期 末 残 高	20,704	20,419	-	20,419	3,819	77	170,119	△32,280	141,735

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△10,389	167,367	2,205	2,205	69	169,642
当 期 変 動 額						
剰余金の配当(注)1	-	△4,423	-	-	-	△4,423
剰余金の配当 (中間配当額)	-	△4,367	-	-	-	△4,367
当 期 純 利 益	-	16,804	-	-	-	16,804
自己株式の取得	△3,469	△3,469	-	-	-	△3,469
自己株式の処分	815	783	-	-	-	783
自己株式の消却	2,877	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	-	-	1,107	1,107	△6	1,101
当 期 変 動 額 合 計	223	5,326	1,107	1,107	△6	6,427
当 期 末 残 高	△10,165	172,694	3,313	3,313	62	176,070

(注) 1. 2023年3月30日開催の第82回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎崎 律子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マブチモーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榎崎 律子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

マブチモーター株式会社 監査等委員会

監査等委員 浅井 隆 ⑩

常勤監査等委員 小林 克己 ⑩

監査等委員 東 葭 葉 子 ⑩

監査等委員 福 山 靖 子 ⑩

(注) 監査等委員 浅井隆、東葭葉子及び福山靖子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室
電話047(710)1111



交通のご案内

- 北総線（京浜急行線、都営浅草線、京成線直通）ご利用の場合
「松飛台^{まつひだい}駅」下車徒歩約7分。
- 常磐線・千代田線ご利用の場合
松戸駅乗り換え、新京成線「五香^{ごかう}駅」（松戸駅より6つ目）下車、駅西口前から新京成バス「松飛台駅」行き又は「紙敷車庫^{かみしき}」行きにて「松飛台駅入口」停留所下車、徒歩約3分。

【ご注意】

◎駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

マブチモーター株式会社

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。